

# 国第六回参議院建設委員会議録第二号

(三八)

昭和二十四年十一月九日(水曜日)午前十一時一分開会

○住宅営団法を廃止する等の法律案  
(内閣送付)

○住宅問題に関する件

○委員長(石坂豊一君) 只今より建設委員会を開会いたします。公報に掲げました住宅営団法を廃止する等の法律案の予備審査に取りかかります。

○國務大臣(益谷秀次君) 住宅営団を廃止する等の法律案について提案の理由を御説明いたします。

住宅営団は昭和二十一年十二月二十三日閉鎖機関に指定せられ、指定同時に解散して閉鎖機関令の規定による清算法人となり本来の機能を停止することになりました。そうしてその清算是大蔵大臣監督の下に閉鎖機関整理委員会がこれを担当し現在に至つております。

右の事実に基き住宅営団法は速やかに廃止するのが妥当であるとの見解もありましたが、住宅営団解散と同時に母法を廃止することは閉鎖機関住宅営団の清算に種々の支障を及ぼすことになりますので、これが廃止の時期になりますので、これが廃止の見通しの付きました。

而して清算業務の進捗に伴い、昭和二十五年度末を以て清算結了の見通しもつき、たまく連合国軍最高司令部只今大臣から御説明申上げました通りの示唆もありましたので、今回住宅

営団法を廃止する等の法律案を提出することとした次第であります。以上本法案の提案理由を簡単に申述べましたが、何とぞよろしく御審議の程お願いいたします。

〔美馬説明員朗読〕

住宅営団法を廃止する等の法律第一條 住宅営団法(昭和十六年法律第四十六号)は、昭和二十六年四月一日又は閉鎖機関令(昭和二十二年勅令第七十四号)第十九條の四の規定により特殊清算人が同令第一條に規定する閉鎖機関として指定されている住宅営団(以下「閉鎖機関住宅営団」という。)につき特種清算結了の登記をした日のいすれか早い時に、その効力を失う。

第二條 閉鎖機関住宅営団は、閉鎖機関令の定めるところにより清算を行ふに必要な範囲以外のいかなる業務も行ふことができない。

第三條 この法律施行後は、住宅営団法に基き、住宅営団を設立してはならない。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○政府委員(伊東五郎君) 只今朗読いたしました住宅営団法を廃止する等の法律案について御説明申上げます。

この法律を提案いたしました理由は、

只今大臣から御説明申上げました通り、住宅営団はすでに閉鎖機関に指定されておりまして、現在その清算法人

となつてゐるわけですが、この法律の廃止につきましては、清算事務の関係からまだ存置しておつたわけであります。その清算結了の見込が今まで立つておりますので、この廃止の手続を控えておつたわけであります。

○委員長(石坂豊一君) 質疑があつたこの法案は、本文三ヶ條と附則一項からなつておるのであります。第一條におきましては、住宅営団法の有効期間について規定いたしております。即ち住宅営団法は閉鎖機関整理委員会の清算結了予定期限まであります。この住宅営団法の有効期間においては、住宅営団の清算が終了する見通しも付きましたので、今回

と考えますが、すでにこれは閉鎖機関令に指定されておるのでありますから、どちらか早い時に、その効力を失う。

○政府委員(伊東五郎君) 今まで昭和二十一年に閉鎖されましてから、この法律をそのままに置いては、どういうことになります。この住宅営団法は、これは閉鎖機関住宅営団の清算事務に、この住宅営団法がありませんといふべきか、こういうお尋ねであります。これが閉鎖機関住宅営団の清算事務に、この住宅営団法がありませんといふべきか、こういうお尋ねであります。これが閉鎖機関住宅営団の清算事務に、この住宅営団法がありませんといふべきか、こういうお尋ねであります。

○委員長(石坂豊一君) それから今

いたしました住宅営団法を廃止する等の法律案について御説明申上げます。この法律を提案いたしました理由は、

只今大臣から御説明申上げました通り、住宅営団はすでに閉鎖機関に指定されておりまして、現在その清算法人

を存置して置いたわけであります。それで清算事務を一生懸命進めて来ておりましたが、今まで清算結了の見通しが付かなかつたわけであります。最近漸くその見通しも付きましたので、この法律を廃止するということにいたしましたわけであります。

○委員長(石坂豊一君) それから今

のものは、一万八千七十四戸あるわけ

あります。また、東京都の七千三百四十九戸あります。尚その処分の価格につ

いては、坪当たり鉄筋コンクリートアパートの場合には三千円から六千五百円程度、木造住宅の場合には坪當り六百円から一千六百円程度という標準でいたしております。それで未処

理のものは、外神奈川、広島、山口、埼玉、千葉、宮城、山梨などに若干これから処

分を要するものが残つておるわけであ

ります。

○堀末治君 これは閉鎖機関令によつ

て指定されて今清算中なものでござりますから、こんなことを尋ねるのも無駄かも知れませんが、これは昭和十六年にできた法律なんですね。どういう目的で一体これはできたのですか。

○政府委員(伊東五郎君) 住宅営団法は昭和十六年に制定されましたが、その当時特に非常な産業の拡充に伴いまして、労務者の住宅その他一般庶民の住宅が非常に不足しておりますので、この当時特に非常な産業の拡充に伴いまして、労務者の住宅その他一般庶民の住宅が非常に不足しておりますので、この住宅営団法を制定しまして、この当時特に非常な産業の拡充に伴いまして、労務者の住宅その他一般庶民の住宅が非常に不足しておりますので、この当時特に非常な産業の拡充に伴いまして、労務者の住宅その他一般庶民の住宅が非常に不足おります。

一万八千七十四戸の荒廃りになつておるわけであります。そのうち東京都に七千三百四十九戸、一億円で今回譲渡することに大体決定を見まして、差引残りの大体一万戸に近い住宅をそれで方公共団体に譲渡する予定でござります。それで大体先程局長の方からお話をありましたように、五百戸以上残つてありますところの宮城、神奈川、埼玉、山梨、千葉、広島、山口、これは今年度中にできる限り譲渡する予定になりますと、これをやる予定であります。残りが各地方に少々残つてますが、これは又地方公共団体なり或いは居住者に斡旋して、これをやる予定であります。

○堀末治君 それではこの政府事業であるが故に、この閉鎖機関に指定されたわけなんですね。

○政府委員(伊東五郎君) これは職中のこういう種類の機関は大体閉鎖機関に指定されております。その例によつて閉鎖されたものと思います。

○堀末治君 職中にできたといふところで閉鎖機関にやられたわけですね。

○政府委員(伊東五郎君) さようでござります。

○堀末治君 お尋ねいたしますが、そ

うすると、今ここに御説明の通りに大

部分附くには片附いたが、まだ未処分

が一万八千七十四戸ありますが、これ

はどこの手に移るわけですか。この未

処分のものは……。

○委員長(石坂豊一君) それでは大蔵省の管財局の閉鎖機関課の方から説明願います。堀川事務官。

○説明員(堀川正彦君) 簡單に御説明いたします。大体八月二十五日現在で

は鉄筋もございますか。

○説明員(堀川正彦君) 一万八千戸の中には東京都の分も数字として入つておりますから、鐵筋の建物は東京都の

分だけでございます。それから神奈川

に……。

○堀末治君 神奈川ですね。

○説明員(堀川正彦君) 山下アパートと申しますアパートがあります。

○委員長(石坂豊一君) もう一つ伺い

ます。現在當團にどれだけの職員が

残つておりますか。

○説明員(堀川正彦君) 二十四年の九

月では三百六十二名です。現在三百四十六名です。

○堀末治君 九月は……。

○説明員(堀川正彦君) 三百六十二名です。

○堀末治君 現在は……。

○説明員(堀川正彦君) 現在は三百四十六名です。

○委員長(石坂豊一君) これは主にど

こに在勤しておりますか。

○説明員(堀川正彦君) 現在東京に百五十四名、それから次に名古屋に四十

二名、それから九州と大阪がそれぐ

三十六名、仙臺が二十三名、廣島が三

十一名、四國が十七名、靜岡が七名、

計三百四十六名でございます。

○堀末治君 そうすると、今の職員は

公務員法の規定は受けておるわけですね。

○説明員(堀川正彦君) これは公務員法の適用は受けておりません。これは

閉鎖機関整理委員会の職員は公務員法の適用は受けておりません。

○堀末治君 尚お尋ねしますが、そ

うおつて、それで清算をしておるわけ

です。ですから、閉鎖機関整理委員会

なるというと、この人も又全部整理されるわけですね。

○説明員(堀川正彦君) この法案が出

ましたから、清算が直ぐ終るわけではあ

りませんから、清算が結了するまでは

現在の職務をやつております。この法

律によつて住宅営団法が廢止されたと

きには、当然住宅営団は清算が結了し

ておるわけありますから、そのとき

はその職を離れる、それで退職金の方

は、閉鎖機関整理委員会の職員は閉鎖

機関整理委員会の予算で賄うことにな

つております。

○堀末治君 尚お尋ねいたしますが、

この閉鎖機関整理委員会には、予算は

機関整理委員会の予算で賄うことにな

つております。

○説明員(堀川正彦君) それは閉鎖機

関の予算がございますので、公團とか、

復金なんかがござりますが、あれと同

じように、閉鎖機関整理委員会も別個

の予算を取つております。

○堀末治君 それは普通予算……。

○説明員(堀川正彦君) 全然別個の公

團等の政府機関に関する予算ですが、

そういうた法律で以て各公團及び政

府機関が予算を取つております。です

から、國の一般会計とは全然別個のもの

であります。

○説明員(堀川正彦君) 国の一般会計と別という

と、その金はどこから出で来るのか

であります。

○堀末治君 その金はどこから出で来るとい

うわけですね。

○説明員(堀川正彦君) それは大体閉

鎖機関整理委員会の資格において……。

○説明員(堀川正彦君) それは自分で資産を持つ

こと、そういう見通しになつてお

ります。そういうと、来年度一ぱいは残

ります。そうすると、来年度一ぱいは残

ります。そういう見通しになつてお

ります。清算を結了し得るといふ見込

であります。

○委員長(石坂豊一君) そうすると、対

して三百四十六名の人がある、こうい

うわけですね。

○説明員(堀川正彦君) そうすると、現在処分

ながら経費を賄つておるのですね。

○説明員(堀川正彦君) そうです。

○説明員(堀川正彦君) もう一遍お尋ねします

が、そうすると、これは残つておるの

は主として木造でございますか、或い

は主として木造でございますか。

○説明員(堀川正彦君) そうです。

○説明員(堀川正彦君) それで、それから自分の経費を賄つておられます。

○堀末治君 そうすると、今の御説明

だといふと、あと残つておるもの

の処分は大蔵省に移管されてしまふといふことになると……。

○説明員(堀川正彦君) 大蔵省に移管

されると申しますと……。

○説明員(堀川正彦君) 大蔵省に移管

されると、それが付くまで清算されないというわけですか。

○説明員(堀川正彦君) そうすると、一万八千七十四戸あります。それで、それをやる予定であります。

○説明員(堀川正彦君) これは凡そ金額にしてど

のくらいの大蔵省の帳簿価格になつてお

りますか。

○説明員(堀川正彦君) これは凡そ金額にしてど



付の方法によりまして、五十億の資金が認められますと、これで大体三万五千戸程度でできることになります。併せて六万户程供給できるということになりますが、来年度の計画におきましては、防火ということ、それから耐久力などの建設につきましては、従来多数のものが木造の住宅であったわけですが、専ら尙この木材資源を非常に使い過ぎておる、山林を過伐しておる、これが水害の原因になつてもあります関係で、できるだけ木材以外の資材に頼らうというようないろ／＼な方針に従いまして、来年度はできるだけコンクリートの宏壯なアパートメントに移して行こうといふふうに考えております。それで庶民住宅の予算が、今年度よりも若干減る見通しでありますけれども、植えた分は木造をコンクリートのものに切り替えて行く。建築費が若干高いわけありますので、戸数の割合に費用が余計かかるわけでありますが、できるだけそういうようにやつて、不燃耐久的なものに切替えて行くということにいたしたいと、こう思つておる次第であります。大体只今考えております点を簡単に申上げました。

○仲子隆君　お伺いいたします。住宅は、宅地のないところに住宅の問題が大分考えられておりますが、自分の宅地を持つておりますが、自分の宅地から今日まで建築を延期しておる。そのため段々と資材の値上がり等のために住宅ができなくなつた。今日でも資金を貸されば建つというものが大分多いのであります。住宅に関する建築の資金の貸付といふようなものはどういうふうなことになつておりますか。この問題からお伺いいたします。

○政府委員(伊東五郎君)　その問題は大臣から大体御説明申上げたのですが、二十五年度は住宅資金の貸付について予算を計上しておりますので、それが最終的に決まりましたならば、そういう人達に対して長期低利の資金を貸付ける途が開けると思つております。

○仲子隆君　その貸出の方法といふもの、或いは地方つまり県は市というものに対しての手続とか、方法とかいうようなものは、大体今どういうふうに予測されておるのでありますか。

○政府委員(伊東五郎君)　この資金の予算が認められますならば、どういうふうに運用するかという点につきましては、まだ研究中であります。最終決定しておりませんが、大体構想は直接の窓口は成るべく民間の金融機関、不動産金融会社、その他の民間の機関を利用するよういたしたいと思つて

につきましては、回収確保ということなどが非常に大事でありますから、或る程度は厄介な手続きが必要になると思いますが、できるだけ簡単な方法でやりますが、できるだけ簡単な方法でやりたいと思つております。

○仲子隆君 若し今度の予算が通るとすれば、いつ頃からこれが実施されるのか、その予測はございませんか。

○政府委員(伊東五郎君) これは来年度の予算でありますから、来年の四月以降になるわけであります。只今までにいろいろ準備を進めて来ておりましたから、予算が認められましたならば、四月以降、余り長くならんうちに実際の仕事ができるようになるのじやないかと思つております。

○石川一衛君 人口が非常に増加しておるのでですが、まあ名古屋、神戸あたりでも、人口が増加しておりますが、建設省では住宅に対してもういうふうにこれまで見込んで計算しておるのでですか。

○政府委員(伊東五郎君) 住宅不足の数が三百五十万戸と申上げましたが、この内容は直接戦災で焼かれたたり、壊されたりというようなものとか、海外から引揚による急激な人口増加とか、いろいろな原因がありますが、又一方人口の自然増加というのも終戦後等激に殖えております。それから戦時中相当、十年間ばかり家屋の修繕を殆どやつておりますので、非常に老朽化した家屋が多くなつております。これはまだ具体的な形に現われて来ておりませんが、ここ数年のうちにばたばたともう使用に耐えなくなつて、これも亦住宅不足の原因になるというようないろいろな原因があるわけでありますと、が、そういうものを全部併せますと、

出席者は左の通り。		午後零時六分散会	
委員長	石坂 豊一君	理事	仲子 隆君
委員	島田 千壽君 堀 末治君 水久保 甚作君 石川 一衛君	島津 忠彦君	
國務大臣	北條 秀一君		
政府委員	島田 千壽君 堀 末治君 水久保 甚作君 石川 一衛君		
建設大臣	益谷 秀次君		
建設事務官 (住宅局長)	伊東 五郎君		
大藏事務官 (管財局閉鎖機関課勤務)	堀川 正彦君		
建設事務官(住宅局庶務課長)	美馬 郁夫君		
十一月四日本委員会に左の事件を付託された			
一、天塩川川口改修工事施行に関する請願(第四号)			
一、宮崎県下の災害復旧工事促進に			

一、天塩町内産業道路改修工事施行に関する請願(第七号)  
一、地方費道札幌稚内線中天塩川架橋に關する請願(第九号)  
一、十津、紀の両川総合開発事業施行に關する請願(第十号)  
一、生駒山腹地すべり防止対策に関する請願(第二十六号)  
一、名古屋、大阪両市間産業道路建設に關する請願(第二十八号)  
一、岡山県下の各川砂防工事施行に関する請願(第三十四号)  
一、矢作川改修工事促進に関する請願(第三十五号)  
一、矢作橋改築工事に関する請願(第三十八号)  
一、南会津街道開通促進に関する請願(第四十六号)  
一、日野川えん堤築設に関する請願(第五十七号)  
一、日本建設公社創設等に関する請願(第六十四号)  
一、国道第二号線中夢前橋架設に関する請願(第六十五号)  
一、日本改修工事施行に関する請願(第六十七号)  
一、国道第二号線中一部改良工事施行に関する請願(第七十七号)  
一、国道第五号線中一部改良工事促進に関する請願(第一百三号)  
一、地方法務局およびその支局の神立庁舎建築に關する請願(第一百六号)  
一、杉田川改修工事施行に関する請願(第一百二十七号)  
一、治山治水事業促進に關する請願(第一百三十一号)  
一、南海大地震に伴う地盤沈下およ



しく、落橋のおそれがあるので、応急工事を施行してきたが、最近数次の震災によつて橋は弱体化し一部は落ちて、歩行者の通行にも危険を感じているから、すみやかに改築工事を施行せられたいとの請願。

第四十六号 昭和二十四年十月二十日受理

南金津街道開通促進に関する請願  
請願者 福島県郡山市長 本間

紹介議員 橋本萬右衛門君  
善庫外一名  
郡山市より安積郡大槻町を経て多田野村宇休石とを結ぶ県道の末端と、猪苗代湖南西部山陰安積郡五箇村間を結ぶ県道末端との中間に、三森峠を中心として約二里の未開ざく区間が残存しているため、交通の不便はもちろん資源も未開発のまゝになつておりこれが開通すれば、磐梯山吾妻国立公園觀光道路の一つとして、また南会津街道としても北南西会津郡地方にも連絡する等大なる便があるから、すみやかに区間を開通せられたいとの請願。

第五十七号 昭和二十四年十月二十一日受理

日野川えん堤築設に関する請願  
請願者 鳥取県米子市議会議長

紹介議員 田中 信儀君  
日野川は、大正の末期上流地帯における砂鉄採取が中止されて以来、年々河床の低下がはげしく、とくに米子市上戸地内米川えん堤下流と、国道第十八号線に架設された日野橋附近の沈下がはなはだしく、一朝出水の際の流失は必至であり、この附近に水源を有する市の上水道もまた地下水の低下により集

水能力は半減し、かんがい用水の枯渇等のままに放置できない状態であるから、日野橋下流にえん堤を築設せられたいとの請願。

第六十四号 昭和二十四年十月二十日受理

市川改修工事施行に関する請願  
請願者 兵庫県姫路市長 石見

紹介議員 藤森 嘉治君  
兵庫県下の市川は、水源を三国岳に発せ、南下して途中幾多の大小支流を合流、流域面積五百五十平方キロに及ぶ大川で、かんがい舟運や工業用水源に多くの恩恵を與えており、ことに下流の姫路市附近の地域は近時各種生産工業も発達の一途にあり、鐵道、道路等も多く交通の要地であるが、市川が未改修の川であるため、水害の虞が絶間なく、被害もすくなくないから、産業の発達や交通の保安等のため、すみやかに改修工事を施行せられたいとの請願。

第六十五号 昭和二十四年十月二十二日受理

国道第二号線中夢前橋架設に関する請願  
請願者 兵庫県姫路市長 石見

紹介議員 藤森 嘉治君  
国道第二号線の改良工事は、すでに神戸市を経て姫路市におよび、姫路市以西揖保川までは計画を樹立され逐次工事も逐次実施されているが、姫路、岡山を結ぶ路線は屈曲が多く、幅員も極めて狭い上に交通量は倍加して、その不利不便ははなはだしく、本国道の改良工事も実施されているが、本路線中の法務局および地方法務局は法務行政の全般を統轄する法務府の外局として設置され、民事ならびに行政に関する争訟、登記、戸籍、寄附、供託、公証、司法書士、人権擁護等に関する諸事項を管掌するところであるが、現在なお独立の行政を持たないため、裁判所や

朽しているため維持修理にいたまない状態であるから、すみやかに新橋を架設せられたいとの請願。

第六十七号 昭和二十四年十月二十二日受理

日本建設公社創設等に関する請願  
請願者 東京都大田区上池上町

紹介議員 佐々木鹿藏君  
盛一君  
一、〇八二 神谷仙次郎  
紹介議員 佐々木鹿藏君 門屋 尾形 小杉 繁安君  
紹介議員 元秀  
紹介議員 藤森 嘉治君  
兵庫県下の杉田川は阿武隈川の支流で、流域面積五百五十平方キロに及ぶ大川で、かんがい舟運や工業用水源にして約二里の未開ざく区間が残存しているため、交通の不便はもちろん資源も未開発のまゝになつておりこれが開通すれば、磐梯山吾妻国立公園觀光道路の一つとして、また南会津街道としても北南西会津郡地方にも連絡する等大なる便があるから、すみやかに区間を開通せられたいとの請願。

第六十六号 昭和二十四年十月二十二日受理

国道第五号線中一部改良工事促進に関する請願  
請願者 山形県最上郡金山町長 岸伊一郎外一名

紹介議員 藤森 嘉治君  
国道第二号線中夢前橋架設に関する請願  
請願者 兵庫県姫路市長 石見  
紹介議員 元秀  
紹介議員 藤森 嘉治君  
国道第二号線改良工事施行に関する請願  
請願者 兵庫県姫路市長 石見  
紹介議員 元秀  
紹介議員 藤森 嘬治君  
国道第二号線改良工事は、すでに神戸市を経て姫路市におよび、さらには姫路市以西揖保川までは計画を樹立し、工事も逐次実施されているが、姫路、岡山を結ぶ路線は屈曲が多く、幅員も極めて狭い上に交通量は倍加して、その不利不便ははなはだしく、本国道の改良工事も実施されているが、本路線中の法務局および地方法務局は法務行政の全般を統轄する法務府の外局として設置され、民事ならびに行政に関する争訟、登記、戸籍、寄附、供託、公証、司法書士、人権擁護等に関する諸事項を管掌するところであるが、現在なお独立の行政を持たないため、裁判所や

き続き岡山県界までの区間については現路線に沿つてすみやかに改良工事を施行せられたいとの請願。

第一百三号 昭和二十四年十月二十七日受理

国道第五号線中一部改良工事促進に関する請願  
請願者 山形県最上郡金山町長 岸伊一郎外一名

紹介議員 橋本萬右衛門君  
福島県下の杉田川は阿武隈川の支流で、流域面積五百五十平方キロに及ぶ大川で、かんがい舟運や工業用水源にして約二里の未開ざく区間が残存しているため、交通の不便はもちろん資源も未開発のまゝになつておりこれが開通すれば、磐梯山吾妻国立公園觀光道路の一つとして、また南会津街道としても北南西会津郡地方にも連絡する等大なる便があるから、すみやかに区間を開通せられたいとの請願。

第七十七号 昭和二十四年十月二十二日受理

国道第二号線中一部改良工事施行に関する請願  
請願者 兵庫県姫路市長 石見  
紹介議員 元秀  
紹介議員 藤森 嘬治君  
国道第二号線改良工事は、すでに神戸市を経て姫路市におよび、さらには姫路市以西揖保川までは計画を樹立し、工事も逐次実施されているが、姫路、岡山を結ぶ路線は屈曲が多く、幅員も極めて狭い上に交通量は倍加して、その不利不便ははなはだしく、本国道の改良工事も実施されているが、本路線中の法務局および地方法務局は法務行政の全般を統轄する法務府の外局として設置され、民事ならびに行政に関する争訟、登記、戸籍、寄附、供託、公証、司法書士、人権擁護等に関する諸事項を管掌するところであるが、現在なお独立の行政を持たないため、裁判所や

務遂行上多大の不便をきたし、重要な国家帳簿保管等にも万全を期し難いからすみやかに独立庁舎を建築せられたいとの請願。

第一百二十七号 昭和二十四年十月二十二日受理

杉田川改修工事施行に関する請願  
請願者 福島県安達郡杉田村長 佐藤直治

紹介議員 橋本萬右衛門君  
福島県下の杉田川は阿武隈川の支流で、流域面積五百五十平方キロに及ぶ大川で、かんがい舟運や工業用水源にして約二里の未開ざく区間が残存しているため、交通の不便はもちろん資源も未開発のまゝになつておりこれが開通すれば、磐梯山吾妻国立公園觀光道路の一つとして、また南会津街道としても北南西会津郡地方にも連絡する等大なる便があるから、すみやかに区間を開通せられたいとの請願。

第一百六号 昭和二十四年十月二十二日受理

地方法務局およびその支局の独立庁舎建築に関する請願  
請願者 静岡県浜名郡雄踏町字 岡地方法務局支部内

紹介議員 河井 瑞八君  
紹介議員 岩原治男  
法務局および地方法務局は法務行政の全般を統轄する法務府の外局として設置され、民事ならびに行政に関する争訟、登記、戸籍、寄附、供託、公証、司法書士、人権擁護等に関する諸事項を管掌するところであるが、現在なお独立の行政を持たないため、裁判所や

工事を施して水害の根源を断たなければ食糧政策の確立、國家経済の自立、民心の安定等の基本政策は到底期し難いのみか遂には災害亡國の破局を招来することは必至であるから、根本的治山治水施設を樹立して急速に断行せらるいとの請願。

第一百四十六号 昭和二十四年十月二十七日受理

南海大地震に伴う地盤沈下および隆起対策事業費国庫補助の請願

請願者 愛媛県松山市北持田町

十四名 五百木政一外

紹介議員 江熊 哲翁君

昭和二十一年十二月の南海大地震は震源地に接近せる各県に激震とこれにもなう津浪により、じん大なる被害を被った。この地震に起因する沿岸地帯の地盤沈下ならびに隆起は沿岸の漁業生産に多大の影響を與えた。しかし、この沈下対策工事の実施は緊急を要するものがあるが、現在の地方財政では到底その能力がないから、地盤沈下および隆起対策事業に対しても高率の国庫補助をせられたいとの請願。

第一百五十二号 昭和二十四年十月二十七日受理

札幌市南四條疎開地跡の復興に関する請願

請願者 札幌市南四條西三 高橋秀彰外七十九名

紹介議員 石坂 豊一君 板谷 摂津盛徳

順助君

札幌市南四條線の防空法による疎開跡地の復興については、道路四十五メートル予定の処を三十メートル幅員として、三十メートルは電車通り、自動車

通り、馬車通り、自転車通りとし、十メートル五を建物敷地、四、五メートルを中間慢歩街路とすれば、防火線と都市美の点からも東京以北一となるばかりでなく札幌市の財源を増すことになり、強制疎開者も全面的に救われる事になるから、計画を右のように変更されたいとの請願。

第六号 昭和二十四年十月二十五日受理

戦災都市の戦災復興五箇年計画遂行に関する陳情

陳情書 兵庫県姫路市長 石見元秀

戰災都市復興事業は、終戦後四年を経たにもかかわらず遅々として進まないのは、我が国の経済再建、民生安定上憂慮に堪えない。しかして、今面政府においては、本事業をすみやかに完遂するため、戰災復興対策協議会を設置し、戰災復興五箇年計画を策定されたが、本計画の遂行に当つては、(一)初年度事業予算是少くとも百億円を計上すること、(二)本事業費地方負担は全額起債を許容すること等本事業完遂のため特別の処置を採られたいとの陳情。

第八号 昭和二十四年十月二十七日受理

愛媛県東宇和郡地方を四国西南地域総合開発特定地域に編入の陳情

陳情書 愛媛県東宇和郡宇和町長

愛媛県東宇和郡地方は、有名な大野ヶ原の農業開拓地を有し、郡内全域に豊富なる森林資源と良質の石灰およびマングン鉱を有する等各種産業の癡展性に富んでいたにかかわらず、政府の四

国西南地域総合開発特定地域より除外されているのは国家的にも重大な問題であるから、本郡を右特定地域に編入せられたいとの陳情。

昭和二十四年十一月二十二日印刷

昭和二十四年十一月二十四日發行

參議院事務局

印刷者 印刷所